

第1 ガイドラインの策定・公表等

1 「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定

(1) 経緯

公正取引委員会は、平成13年11月、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していく観点から、総務省と共同して、独占禁止法及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の適用に当たっての基本的考え方及び問題となる行為等を明らかにした「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「電気通信ガイドライン」という。）を作成・公表し、これまで7回にわたり、改定を行ってきた。

今般、公正取引委員会は、電気通信事業分野における最近の市場実態の変化等を踏まえ、電気通信ガイドラインの独占禁止法部分について所要の改定を行い、平成28年5月20日に電気通信事業法部分の改定内容と併せて公表した。

(2) 電気通信ガイドラインの主な改定内容

以下の事項を電気通信ガイドラインの独占禁止法部分に追加した。

ア 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、移動体通信設備のうち特定の設備との接続拒否等を行うことは、独占禁止法上問題となり得る。

イ 電気通信役務の提供に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、他の事業者と業務提携を行う場合に、提携先事業者に対して、競争事業者とは業務提携を行わないこと等を条件とすることや、電気通信役務と他の商品・サービスをセットで提供する場合に、供給に要する費用を著しく下回る料金を設定することは、独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末に技術的な制限を設定して他の事業者の電気通信役務を利用できなくすることは、独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務の料金の過度な安値設定、卸電気通信役務の提供の拒否等を行うことは、独占禁止法上問題となり得る。

ウ コンテンツの提供に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者（コンテンツの提供・利用のためのシステムを運用している電気通信事業者をいう。）が、自己のメニューリストへのコンテンツ掲載において、自己又は自己の関係事業者と他のコンテ

ンツプロバイダーを差別的に取り扱うことは、独占禁止法上問題となり得る。

エ 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末製造業者に対して、競争事業者の端末を製造させないこと等は、独占禁止法上問題となり得る。

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末販売業者に対して、指定する事業者以外の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること等は、独占禁止法上問題となり得る。

2 「適正なガス取引についての指針」の改定

(1) 経緯

公正取引委員会は、通商産業省（現経済産業省）と共同して、ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を平成12年3月に作成・公表している。

平成29年4月にガスの小売業への参入が全面自由化されること等に伴い、平成29年2月6日に本指針を改定した。

(2) 主な改定内容

今般の制度改正に伴い想定される独占禁止法上の問題点について、以下の事項を追加した。

ア セット割引による不当な安値設定

ガス小売事業者が、自己のガスと併せて他の商品又は役務の供給を受けるとガスの料金又は当該他の商品若しくは役務と合算した料金が割安になる方法で販売する場合において、供給に要する費用を著しく下回る料金でガスを小売供給することにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、私的独占、不当廉売等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

なお、ガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合、一般的には、ガスと他の商品又は役務それぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で供給しているかどうかにより判断することとなる。

イ 他のガス小売事業者の業務提携に対する不当な介入

ガス小売事業者が、他の事業分野の事業者と業務提携を行うことにより自己のガスと併せて他の商品又は役務を販売する場合において、当該業務提携を行う事業者に対して、他のガス小売事業者との業務提携を行わないこと又はその内容を自己との提携内容よりも不利なもの（例えば、自己との業務提携の際よりも他の商品又は役務の割引額を低く抑えるなど）とすることを条件とすることにより、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるときには、私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

ウ 不当に高い解約補償料の徴収等

需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る補償料の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。しかしながら、ガス小売事業者が、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を契約期間中に解約するに当たって、不当に高い解約補償料を徴収することにより、当該需要家が自己との小売供給契約を事実上解約できず、他のガス小売事業者との取引を断念せざるを得なくさせ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

また、この行為には、ガス小売事業者が、需要家との間で小売供給契約を締結することを条件に消費機器のリースやメンテナンス等の契約を締結する場合において、需要家が他のガス小売事業者からガスの供給を受けるため自己との小売供給契約を解約するに当たって、当該リースやメンテナンス等の契約を不当に高い解約補償料を徴収して解約することを含む。

なお、不当に高い解約補償料であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約によるガス小売事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

エ スイッチングにおける不当な取扱い

ガス小売事業者が、自己とガスの小売供給契約を締結している需要家が他のガス小売事業者との契約に切り替える場合において、当該需要家から解約の申出を受けたにもかかわらず、解約を拒絶し又は解約の手続を遅延させることにより、他のガス小売事業者への契約の切替えを不当に妨害することは、私的独占、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

オ 消費機器調査等の受託の拒絶等

ガス小売事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当に他のガス小売事業者による消費機器調査等の保安業務の委託を妨げ、他のガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、私的独占、取引拒絶、拘束条件付取引等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

- ・ 消費機器調査等の保安業務の委託を希望する他のガス小売事業者に対して、不当に、当該業務の受託を拒絶し又は当該業務の受託料を高く設定し若しくは交渉期間を引き延ばすことにより事実上当該業務の受託を拒絶すること。
- ・ 自己の消費機器調査等の保安業務を受託している事業者に対して、不当に、他のガス小売事業者からの消費機器調査等の保安業務の受託を拒絶させ又は当該業務の受託料を高く設定し若しくは交渉期間を引き延ばすことにより事実上当該業務の受託を拒絶させること。
- ・ 自己の消費機器調査等の保安業務を受託する事業者に対して、他のガス小売事業者から消費機器調査等の保安業務を受託する場合に一定の地域を割り当て、地域外において実施する当該業務の受託を制限すること。

カ 卸供給の制限

卸売事業者が、他の卸売事業者と共同して、ガス小売事業者に対して、正当な理由なくガスの卸供給を拒絶し若しくは卸供給量を制限する行為又は卸供給料金を高く設定する行為は、当該ガス小売事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあることから、私的独占、取引拒絶等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

また、卸売事業者が、他の卸売事業者と共同して、ガス小売事業者に対するガスの卸供給料金を設定し又は卸供給量を制限することにより、市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占又は不当な取引制限として独占禁止法上違法となる。

キ 託送供給業務を通じて知り得た情報の不当利用

ガス導管事業者が、託送供給業務を通じて知り得たガス製造事業者、ガス小売事業者やその顧客に関する情報を、自己の製造部門や小売部門においてその事業活動に不当に利用することにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、私的独占、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

ク 託送供給業務における差別取扱い

ガス導管事業者が、託送供給業務を行うに当たり、例えば以下のように自己の製造部門や小売部門と他のガス製造事業者やガス小売事業者を差別的に取り扱うことにより、当該ガス製造事業者やガス小売事業者の競争上の地位を不利にし、その事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、私的独占、取引拒絶、差別取扱い等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

- ・ 自己の製造部門や小売部門に対して、不当に、託送供給の実施を優先し、導管ネットワークに係る情報を優先的に提供し又は提供するサービスの内容を優遇すること。
- ・ 他のガス製造事業者やガス小売事業者に対して、不当に、託送供給の実施を劣後させ、導管ネットワークに係る情報を提供せず又は提供するサービスの種類を縮小すること。

3 「適正な電力取引についての指針」の改定

(1) 経緯

公正取引委員会は、通商産業省（現経済産業省）と共同して、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を平成11年12月に作成・公表している。

平成29年4月に需要家が需要を抑制することにより得られる電気を転売することができる「ネガワット取引（特定卸供給）」が制度化されること等に伴い、平成29年2月6日に本指針を改定した。

(2) 主な改定内容

今般の制度改正に伴い想定される独占禁止法上の問題点について、以下の事項を追加

した。

区域において一般電気事業者であった小売電気事業者又は区域において一般電気事業者であった発電事業者が、例えば以下のような行為を行うことにより、不当にネガワット取引の実施を妨げ、ネガワット事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、私的独占、取引拒絶、差別対価、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等として独占禁止法上違法となるおそれがある。

- ・ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、不当にネガワット事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶すること。
- ・ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、ネガワット事業者と需要抑制契約を締結しようとする自己の需要家に対して、自己と締結している小売供給契約を解約する又は小売供給料金を引き上げるなど、不利益な取扱いを行う又は示唆すること。
- ・ 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、自己の需要家に対して、ネガワット事業者と需要抑制契約を締結しないことを条件として、不当に低い料金で電気を小売供給すること。
- ・ 区域において一般電気事業者であった発電事業者が、小売電気事業者に対して、不当にネガワット事業者とのネガワット調整契約の締結を拒絶させること。

4 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正

(1) 平成28年5月改正

ア 経緯

公正取引委員会は、「規制改革に関する第3次答申～多様で活力ある日本へ～」(平成27年6月16日規制改革会議)を受けて策定された「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)を踏まえ、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年7月11日公表。以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。)に関し同実施計画において検討することとされたいわゆるセーフ・ハーバーに関する基準や要件等について所要の検討を行い、流通・取引慣行ガイドラインを一部改正し、平成28年5月27日に公表した。

イ 改正内容

流通・取引慣行ガイドラインでは、特定の非価格制限行為について、「市場における有力な事業者」が行い、これによって、市場閉鎖や価格維持のおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、違法となる旨の考え方を示している。

「市場における有力な事業者」と認められるかどうかについては、従前、当該市場におけるシェアが10%以上、又はその順位が上位3位以内であることが一応の目安とされており、市場におけるシェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下である事業者が特定の非価格制限行為を行う場合には、通常、市場閉鎖や価格維持のおそれはなく、違法とはならないとされていた(いわゆるセーフ・ハーバー)。

平成28年5月改正では、いわゆるセーフ・ハーバーの基準を、改正前の「市場におけるシェアが10%未満であり、かつ、その順位が上位4位以下」から「市場における

シェアが20%以下」(順位基準は廃止)に改めた。

(2) 平成29年6月改正

ア 経緯

公正取引委員会は、流通・取引慣行ガイドラインが制定されてから約25年が経過しており、我が国における流通・取引慣行の実態が大きく変化していることから、そうした実態に即したガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会」を開催した。

そして、同研究会により取りまとめられた報告書(平成28年12月16日公表)において、「最近の実態を踏まえつつ、分かりやすく、汎用性のある、事業者及び事業者団体にとって利便性の高い流通・取引慣行ガイドラインを目指すべき」とされたことを受け、公正取引委員会は流通・取引慣行ガイドラインを改正し、平成29年6月16日に公表した。

イ 改正内容

(7) 構成の変更

全体の構成について、適法・違法性判断基準が同一の行為類型を統合するなどして、改正前の流通・取引慣行ガイドラインの第2部「流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針」を中心として再構築し、「取引先事業者の事業活動に対する制限」といった、より一般的な整理の下で構成変更を行った。また、過去に問題となった審判決例等がない項目や他のガイドラインが存在する項目は原則として削除する一方、具体的措置事例や相談事例が複数ある「抱き合わせ販売」を項目として新たに記載した。

(4) 適法・違法性判断基準の更なる明確化

a 分析プロセスの明確化

「垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の考え方」、「公正な競争を阻害するおそれ」といった分析プロセスについて、構成を整理し、その考え方を明確化した。また、ビジネスモデルの多様化に対応できるようにするために内容を更に明確化し、特に市場閉鎖効果の考え方について、経済学的な考え方を踏まえ、内容を充実化した。さらに、原則として違法となる行為類型の考え方及びセーフ・ハーバーの対象となる行為類型についてそれぞれ明確化した。

b オンライン取引に関連する垂直的制限行為

インターネットを利用した取引は、実店舗の場合と比べ、より広い地域や様々な顧客と取引することができるなど、事業者にとっても顧客にとっても有用な手段である旨、インターネットを利用した取引か実店舗を利用した取引かで基本的な考え方を異にするものではない旨明記した。また、プラットフォーム事業者に係る考え方を追記し、適法・違法性判断に当たっての基本的な考え方は同じである旨、その適法・違法性判断に当たっての考慮事項としてネットワーク効果を踏

まえた市場における地位等も含まれる旨明記した。

c 審判決例や相談事例の積極的な活用

相談事例において独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例等，可能な限り事業者の理解の助けになるようなものを追加した。

5 その他のガイドライン等の策定・公表

公正取引委員会は，事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため，事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示した「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月公表），「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月公表），「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月公表），「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月公表），「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月公表），「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月改定），「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月公表）等を策定・公表している。

また，個々の具体的な行為について事業者等からの相談に応じるとともに，独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため，事業者等から寄せられた相談のうち，他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ，公表している（平成27年度に寄せられた相談について，平成28年6月15日公表。平成28年度に寄せられた相談について，平成29年6月21日公表）。

第2 実態調査

1 携帯電話市場における競争政策上の課題に関する調査

公正取引委員会は，MVNO（Mobile Virtual Network Operator）の新規参入の促進の観点を中心に，携帯電話市場に関する取引慣行について，関係事業者等からヒアリングを行い，携帯電話市場における競争政策上の課題について，総務省による一連の取組を踏まえつつ，調査・検討を行い，平成28年8月2日，「携帯電話市場における競争政策上の課題について」を公表した。

(1) 検討の背景

携帯電話関連事業を始めとした電気通信事業は，生産性の向上や新たな事業の創出等をもたらす産業の基盤としての役割を有している。また，携帯電話の契約数は国民1人当たり1契約を超えるなど，通信役務は国民生活にとっても必要不可欠なサービスであり，近年は，フィーチャーフォンからスマートフォンへの移行が進んでいる。

携帯電話市場においては，市場メカニズムを通じて事業者が創意工夫を発揮することにより，通信役務の利用料金や端末価格の低廉化，サービス内容の多様化等による競争が促進されることが重要となっている。すなわち，活発な競争により，ユーザーがそのニーズに応じた端末や多様な通信役務を始めとしたサービス，料金プランを自由に選択することが可能となる。

一方で、携帯電話市場においては、電波の有限希少性などから、電波の割当てを受けることのできる事業者の数には限りがあるため、MNO（Mobile Network Operator）の新規参入による競争促進は容易ではない。したがって、MNOが割当てを受けた電波を利用して移動体通信サービスを提供するMVNOが、市場においてプレーヤーとして競争することができるような競争環境の整備が特に重要である。

携帯電話市場における競争政策上の課題としては、MVNOの新規参入を促進する観点等から、概括的には、MNOの販売手法を是正すること等による通信契約に関する競争の促進とともに、MNOや端末メーカーの取引慣行を是正すること等を通じた端末（アプリやOSを含む。）の製造・販売に係る競争の促進が挙げられる。

(2) 携帯電話市場における競争政策上の課題について

ア 通信役務市場における課題

(7) 通信契約と端末販売の分離

現在、販売代理店における端末の販売に当たっては、MNOの通信契約の締結（新規・継続）を前提としており、端末のみの販売は行われておらず、事実上、通信役務の提供と端末販売とが一体として行われている。このような一体的な販売は、当該端末価格の大部分を毎月の通信料金から値引きすることにより、ユーザーが通信契約を一定期間継続した場合には、実質的な端末価格が無償又は無償に近いものとなる販売手法を採用することによって行われており、MNO、販売代理店、ユーザーの三者間による複雑な契約形態もあり、ユーザーにとって契約内容を正確に理解することは必ずしも容易ではない。

現状において、MNO各社が端末価格を通信料金から大幅に割り引くといった販売方法を採用することは、ユーザーの端末選択において、SIMフリースマートフォン端末（MVNOが提供する端末を含む。）に対し、MNO各社が販売する端末を有利な状況に置くこととなり、この結果、通信役務の取引において、MVNOに対し、MNOは競争上優位な地位を獲得することとなる。したがって、競争政策の観点からは前記販売方法は見直されることが望ましい。

なお、端末市場において、MNO各社が販売する端末のシェアは9割を超え、また、前記販売方法がMNO各社によって並行して採られているという状況を踏まえれば、前記販売方法が、MVNOの新規参入を阻害し、又はMVNOの事業活動を困難にさせる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占等）。この場合、MNO相互の意思の連絡が無く、MNO各社の個別の判断に基づくものであったとしても、それぞれの行為が独占禁止法上問題となるおそれがある。

(4) SIMロック

MNOは、その販売する端末に、特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ特定の事業者の通信役務を利用できるよう設定することにより、当該端末を用いて他の通信役務を利用することを制限（SIMロック）している場合がほとんどである。

SIMロックは、ユーザーが既に所有する端末を利用して（新規に端末を購入せずに）、新たにMVNOや他のMNOと通信契約を締結すること等を妨げ、スイッ

チングコストを増加させるものであり、MNO間やMNOとMVNOとの間の競争を阻害する効果を有している。

したがって、競争政策の観点からは、MNOは、端末へのSIMロックの設定をしないことが望ましい。また、SIMロックの設定をすることにより、競争事業者とユーザーとの契約の締結を妨害する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

(ウ) 期間拘束・自動更新付契約（いわゆる「2年縛り」）

MNOは、ユーザーに対し、2年間の通信契約の継続利用等を条件として、月々の基本使用料を毎月1,500円程度割引する料金プラン（以下「2年契約プラン」という。）を提供しており、ユーザーからの解約の申出がない限り、自動的に更新される。2年契約プランを解約する場合には、解約日が、①契約申込日から翌月末日までを1か月目として、24か月後の特定の期間である「更新月」では契約解除料が不要である一方、②「更新月」以外では契約解除料9,500円が必要となる。

一般に、契約期間の長短及び中途解約に伴う契約解除料の徴収の有無やその金額については、契約当事者が自由に決定すべきことである。一方で、長期の契約とそれに伴う中途解約時の不当に高い契約解除料等によりユーザーを囲い込むことは、競争政策の観点からは望ましくない。

したがって、中途解約に伴う契約解除料をユーザーから徴収しないこと、又は契約解除料を徴収する場合であっても、契約解除料を必要最小限にすること、契約解除に係る手続を明確かつ簡易にすることが、競争政策の観点から望ましい。

また、MNOが、ユーザーに対して長期契約の割安料金を提示し、ユーザーが中途解約することが困難な程度に契約解除料を不当に高く設定する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、取引妨害等）。

(エ) MNOの通信網等（HLR/HSS）に対するアクセス

携帯電話番号、端末の所在地、ユーザーの契約状況等の顧客情報を管理するために、MNOが保有・管理するデータベースであり、必須の設備であるHLR（Home Location Register）/HSS（Home Subscriber Server）については、現時点において、MNOに開放義務は課されていない。

MNOが保有・管理するHLR/HSSが開放され、MVNOが自ら機器を調達・保有・管理するHLR/HSSとMNOのネットワークを連携できるようになれば、MVNOは、独自のSIMカードの発行等が可能になるとされている。独自のSIMカードの発行等が可能となると、国内外の複数のMNOに対応したり、IoTに対応するなどのサービスを提供することができるようになる。

MVNOがHLR/HSSを自ら保有・管理することによって、新たなサービスの提供が可能になり、携帯電話市場におけるサービスの多様化により競争を促進することから、MNOによるHLR/HSSの開放は、競争政策の観点から望ましい。

MNOがMVNOに対し、HLR/HSSを開放する条件として技術水準等の必要な制限を付すこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。しかし、その条件の水準が実際の必要性を超えてMVNOの新規サービスの導入を阻害

することとなる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（取引拒絶等）。

イ 端末市場における課題

(7) 端末購入に係る割賦契約

ユーザーが、MNOが販売する端末を販売代理店から購入する際には、法人による購入を除き、MNOの提供する割賦契約により支払う場合がほとんどとされている。

一方で、MNOは、自らが提供する割賦契約において、自らが直接ユーザーに提供するポイント値引き等を除き、ユーザーとの間で締結する割賦契約の総額を機種ごとに一つの金額に固定している。このため、端末をMNOの提供する割賦契約を利用して購入することを希望する大多数のユーザーに対して、販売代理店は、自ら設定した販売価格に応じて、MNOの提供する割賦契約の総額を変動させたり、ユーザーから代金の一部の支払を受けて割賦契約の総額を減らしたりすることができず、機種ごとに固定された割賦契約の総額以外の価格で端末を販売することが困難なものとなっている。

MNOが割賦契約の総額を固定することにより、実質的に販売代理店の端末の販売価格を拘束する場合には、独占禁止法上問題となる（再販売価格の拘束、拘束条件付取引）。

また、MNOが、販売代理店に対し、販売価格や価格に関する広告・表示方法を拘束すること、又は端末メーカーがMNOや販売代理店に対して同様の行為を行うことによって価格が維持されるおそれがある場合には、独占禁止法上問題となる（再販売価格の拘束、拘束条件付取引）。

(4) 中古端末の流通促進

中古スマートフォン端末の流通数は、平成26年度で227万台にとどまっており、新品スマートフォン端末の出荷台数に対する中古スマートフォン端末の販売実績は僅か8%程度となっている。

端末メーカーやMNOを含め、中古端末購入者が、当該中古端末をどのように購入・処分するかは本来自由であるが、端末メーカー又はMNOが、不当に高い価格で中古端末を購入する場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（不当高価購入、取引妨害等）。

また、中古端末の処分に関連して、後記の行為を行う場合、MVNOの新規参入を阻害することにもつながり、独占禁止法上問題となるおそれがある。

- ・ 端末メーカーが、MNOに対し、MNOが下取りを行った端末を国内で再び流通させることを禁止するなど、MNOによる中古端末の流通を制限する行為（拘束条件付取引、取引妨害等）
- ・ MNOや端末メーカーが、自らが下取りした端末を第三者に販売するに当たり、第三者に対し国内市場での販売を制限する行為（拘束条件付取引等）

ウ アプリケーション市場における課題（端末のOSとアプリケーション）

一般に、OSには、OSの基本機能の一部であるブラウザ等のアプリケーションが

あらかじめ導入されていることがあるが、端末には、端末メーカーやMNOが、前記のアプリケーションに加え、その他のアプリケーションをプリインストールすることが多い。特に、アプリケーションストアなどのアプリケーションは、ユーザーがアプリケーションをダウンロードするために必須であることなどから、端末メーカーはこれらのアプリケーションをプリインストールすることが通常とされている。

OS提供事業者又はアプリケーション提供事業者が、訴求力のあるOS又はアプリケーションを有償、無償を問わずライセンスするに当たり、端末メーカーやMNOに対し、例えば、後記の行為を行うことにより、新規参入や技術革新を阻害するなどの場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、抱き合わせ販売、排他条件付取引、拘束条件付取引、取引妨害等）。

- ・ 競合するOS又はアプリケーションの開発を禁止したり、これらを搭載した端末を製造することを禁止したりすること
- ・ 他社のアプリケーションをプリインストールしないことを条件とすること
- ・ 自社のアプリケーションをデフォルト設定（何もしなければ当該サービスが使用される設定）とさせる又は画面上の特定の場所に設置させること

(3) 結語

以上のとおり、本調査においては、携帯電話市場に関して、MVNOの新規参入を促進する観点等から、端末、通信役務及びアプリケーションの各市場にわたり、競争政策上の課題に関する考え方を示した。

これらの課題の中には、具体的行為態様やその効果によっては独占禁止法上の問題となり得るものと関係事業者において中期的に見直しを行うことが期待されるものの双方が含まれる。

公正取引委員会としては、本報告書が携帯電話市場の各レイヤー（階層）における競争の促進に寄与し、ひいては、多様で低廉な関連製品・サービスが消費者に提供されることを期待するとともに、同市場の今後の動向を注視していく。

また、独占禁止法に違反する疑いのある具体的な事実に接した場合には調査を行うとともに、違反する事実が認められたときには厳正に対処する。

2 介護分野に関する調査・提言

(1) 経緯

現在、我が国では、少子高齢化が進行し、社会保障制度の改革が最重要課題となっている。とりわけ、介護については、高齢化が進む中で、仕事との両立をいかに図っていくかが喫緊の課題となっている。

介護分野については、平成26年に介護保険法が改正され、「地域包括ケアシステムの構築」に向けた改革が行われたほか、平成27年度にスタートした第6期介護保険事業計画では、平成37（2025）年を見据えた内容の計画が策定されるなど、平成37年を当面の目標に、地域医療介護提供体制の整備に関する種々の取組が行われてきている。

また、介護分野については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、

特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアを推進する」とされるなど、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保への取組がなされている。加えて、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、介護分野について生産性向上が求められているほか、公的保険外の介護予防や生活支援等のサービス市場を創出・育成し、高齢者の選択肢を充実させていくことが求められている。

これらを踏まえ、公正取引委員会では、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、サービス等の質の向上も含めた消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、介護分野の現状について調査・検討を行い、平成28年9月5日、競争政策上の考え方や提言を取りまとめた「介護分野に関する調査報告書」を公表した。

競争政策は、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境を整備することにより、事業者間の競争を促進し、これによって、消費者に良質な商品・サービスが提供されることを確保するとともに、消費者がそれを比較・選択することを通して、事業者の商品・サービスの質の更なる改善を促すことを目指すものである。

このような競争政策の観点から介護分野の考え方を整理することは、介護サービスの供給量の増加や質の向上が図られることにつながると考えられる。

公正取引委員会としては、前記のような競争政策の観点から介護分野について検討を行うに当たっては、①多様な事業者の新規参入が可能となる環境、②事業者が公平な条件の下で競争できる環境、③事業者の創意工夫が発揮され得る環境、④利用者の選択が適切に行われ得る環境が整っているかといった点が重要であると考えられることから、主にこれらの点について検討を行った。

(2) 調査方法

ア 介護サービスの提供の実態等を把握するため、株式会社等、社会福祉法人、自治体に対する書面アンケート調査を実施した（有効回答数：株式会社等483社、社会福祉法人469法人、自治体420団体）。

イ 介護サービスに関する意識等を把握するため、利用者等に対してウェブアンケート調査を実施した（回答者数：居宅サービス利用者等304名、居宅扱い施設介護サービス利用者等306名、施設サービス利用者等321名）。

ウ 株式会社等、社会福祉法人、自治体、学識経験者等の計42者に対して、ヒアリング調査を実施した（株式会社等21社、社会福祉法人4法人、自治体5団体、学識経験者等11名、事業者団体1団体）。

エ 有識者から介護分野の実態等に関する意見を聴取するため、全2回の意見交換会を開催した。

(3) 実態及び意見交換会における議論等

ア 参入規制

参入規制については、①提供主体等による規制、②需給調整を目的とした規制に分けられるところ、多様な事業者の新規参入が可能となる環境が整っているかとの視点から、参入に係る規制とその実態等について調査を行った。

(7) 提供主体等による規制

a 特別養護老人ホームへの参入規制

介護サービスのうち医療系のものを除けば、株式会社等の参入が制限されているのは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム〔小規模特別養護老人ホームを含む。〕）のみである。

特別養護老人ホームへの株式会社等の参入に関して、株式会社等に対するアンケートにより、特別養護老人ホームへの参入意欲を確認したところ、回答者の6割以上が「設立・運営を行う意欲がある」又は「条件次第で、設立・運営を検討したい」と回答しており、後者の具体的な条件の内容としては、「補助制度・融資制度の充実」、「税制面での優遇措置」等が挙げられている。一方、株式会社等による特別養護老人ホームへの参入に関して、社会福祉法人に対するアンケートでは、回答者の8割以上が「反対」又は「どちらかという反対」と回答している。

また、意見交換会では、「営利法人は採算が合わなければ撤退することになり、利用者にとって不利益が大きい」との意見があったが、この懸念に対しては、「例えば、保証金を積み立てておくなど、簡単に撤退できないように担保するという方法がある」との意見があった。このほか、「特別養護老人ホームへの営利法人の参入は反対であるが、社会医療法人の参入は認めてよいと考える」等の意見があった。

b 指定管理者制度の運用

自治体が設置する特別養護老人ホームについては、株式会社等であっても指定管理者として管理を行うことができる取扱いとなっている。しかし、株式会社等が指定管理者になることができるかどうかについて、自治体に対するアンケートでは、8割以上が「できない」又は「取扱いが決まっていない又は分からない」と回答している。

この指定管理者制度に関連して、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、「厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する」こととされ、これを受けて、同年9月29日に厚生労働省は、各自治体宛てに通知を発出した。

この点について、厚生労働省の通知等を踏まえた運用等の見直し状況を確認したところ、自治体に対するアンケートでは、回答者の約8割が「特に決まっていない（今後検討する）」又は「見直す予定はない」と回答している。

(4) 需給調整を目的とした規制

介護サービス事業者の指定等に当たって、サービスの提供が過剰とみなされた場

合に指定を拒否することができる、いわゆる「総量規制」と呼ばれる規制がある。

この総量規制の根拠となる介護保険事業計画等の策定に関連して、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、「厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知することとされた。これを受けて、厚生労働省は、第6期介護保険事業計画等の策定に向けて、平成26年7月3日に各自治体に通知を発出し、同月28日に全国介護保険担当課長会議において説明を行った。

この点について、厚生労働省の通知等を踏まえた運用等の見直し状況を確認したところ、自治体に対するアンケートでは、回答者の7割以上が「通知以前から適切であると考ええるサービス量を見込んでいたため、対応は行っていない」と回答し、約2割が「適切なサービス量を見込むために全般的に算出方法等の見直しを行った」と回答している。

にもかかわらず、第6期介護保険事業計画等の策定に関し、株式会社等や社会福祉法人に対するアンケートでは、適切な介護サービス量が見込まれていないと考えられる事例があったとの運用面での問題点を指摘する回答が一定程度みられた。

また、特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホーム等の特定施設の設置に当たっては、市区町村においてこれらの施設の設置主体となる社会福祉法人や株式会社等の公募を行い、そこで選定された者が介護サービス事業者としての指定を受けることができるようになっている場合が多く、この場合、公募の段階で事実上設置者が決まる。自治体の公募における選定方法について、株式会社等や社会福祉法人に対するアンケートでは、公正な方法で選考が行われていないと考えられる不適切な事例があったとの回答が一定程度みられた。

イ 補助制度・税制

事業者が公平な条件の下で競争できる環境が整っているかとの視点から、補助制度・税制とその実態等について調査を行った。

(7) 補助制度

社会福祉法人が特別養護老人ホーム等の施設を整備する際に受けることのできる補助については、国から都道府県等に税源が移譲され、現在では、地方単独事業として補助が実施されている。したがって、補助率については、都道府県等ごとに異なっており、自治体によっては、依然として、相応の補助がなされている自治体もあるが、以前よりも補助率は下がっているとみられる。しかし、社会福祉法人が特別養護老人ホームを整備する場合の補助について、株式会社等に対するヒアリングでは、「特別養護老人ホームと有料老人ホームが提供するサービスに差はないし、介護報酬にも極端な差はないが、このような状況で利用料金に差がつくのは、やはり補助金が大きな要因であろう」等の意見があった。

また、都道府県や市区町村が設けている自治体独自の補助制度について、同一サービスであるにもかかわらず、対象を社会福祉法人に限定していたり、社会福祉

法人とそれ以外の法人とで交付条件等に差を設けていたりする事例が見受けられる。

(4) 税制

社会福祉法人と株式会社等では、同様に介護サービス事業を行っていても、税制上の取扱いに差があり、社会福祉法人の場合は、原則として、法人税、住民税及び事業税が非課税となっている（収益事業から生じた所得にのみ、法人税、住民税及び事業税が課税される。）。

税制については、株式会社等及び社会福祉法人に対するヒアリングでは、双方から「社会福祉法人が、訪問介護等の株式会社等が提供する介護サービスと同一のサービスを提供している場合については、当該サービスに係る収益について課税すべきである」との意見があったほか、意見交換会でも「税制に関して、営利法人と社会福祉法人の双方の条件を揃えるべきである」等の意見があった。

(5) イコールフットイング

介護サービス事業を営む事業者間における当該事業を実施するための条件を公平なものとする事、すなわちイコールフットイングに関連して、株式会社等に対するアンケートでは、回答者の9割以上が介護サービス事業を行うに当たって「社会福祉法人の方が競争条件が有利であると思う」と回答しており、その理由としては、「社会福祉法人には施設の整備のための補助が大きいため」、「税制面での格差があるため」等が挙げられている。他方、社会福祉法人に対するアンケートでは、イコールフットイングについて、回答者の約8割が「反対」又は「どちらかという反対」と回答している。

イコールフットイングについて、意見交換会では、参入規制の緩和等に関連して、「社会福祉法人が補助制度・税制により競争上優遇されているというイコールフットイングの問題を併せて議論することが必要である」等の意見があった。

(6) 生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度

介護サービスの利用者のうち、所得が低く、一定の要件を満たす者に対し、国、事業を実施する社会福祉法人等が利用者負担額の一部を助成し、負担の軽減を図る「社福軽減事業」について、都道府県や市区町村が、独自の補助により、上乗せ補助を行う又は事業実施者を営利法人等に拡大するなどといった制度を設けている場合がある。

ウ 介護サービス・価格の弾力化（混合介護の弾力化）

事業者の創意工夫が発揮され得る環境が整っているかとの視点から、介護サービス・価格の弾力化に関して、関連する制度とその実態等について調査を行った。

(7) 現行制度の状況等

介護サービス事業者によっては、介護保険給付の対象となる保険内サービスを提供しているほか、要介護者等のニーズに応じて、保険適用外の保険外サービスを提供している。

介護サービスの料金に関し、保険内サービスについては、国が定める公定価格（介護報酬）となっているが、居宅サービスのうち医療系サービス等一部の介護サービスを除いて、公定価格を下回る価格を設定することが認められている。他方、

現行制度下では、公定価格を上回る価格を設定することはできないとされている。

保険外サービスの料金については、介護サービス事業者が自由に設定できることになっているが、自治体による独自の補助等がなければ、その利用料は、基本的には利用者の全額自己負担となる。

また、介護サービス事業者は、保険内サービスである居宅サービスを提供するに当たり、保険外サービスを併せて提供する、いわゆる「混合介護」を提供することが可能であるとされている。ただし、現在認められている混合介護では、保険外サービスは、保険内サービスと明確に区分した上で、これを提供することが求められている。

(イ) 現行制度に関する意見等

株式会社等に対するヒアリングでは、「保険内サービスと保険外サービスを一体的に提供できれば効率が上がり、その分料金を下げられる可能性がある」、「保険内サービスと保険外サービスを自由に組み合わせて提供することが可能であれば、サービス内容の差別化を図ることができ、料金を含めた競争が可能となる」との意見があった。

さらに、意見交換会では、「既存の混合介護は使いにくい制度となっており、混合介護の弾力化が認められれば、事業者の収益の増加により、介護職員の処遇改善、事業の維持可能性の確保ができるほか、新しい市場の創出、介護サービスの質の向上・効率化が期待できる」等の賛成意見があった。他方、「認知症高齢者や独居高齢者といった合理的な判断をすることが難しい利用者が増えていく中で、適切なアセスメントがなされないまま、保険外サービスを増やすことによって、無用な保険給付が生み出される場合があることから、混合介護の弾力化を拙速に認めることには反対である」等の反対意見があった。これらの懸念に対しては、「利用者が適切に介護サービスの質を評価し適切に事業者を選択できるための手当てが行われることを前提とすれば、不適切なサービスを提供する事業者は利用者から選択されずに淘汰されることになるため無用な保険給付が発生することにはならない」との意見もあった。

エ 情報公開・第三者評価

利用者の選択が適切に行われ得る環境が整っているかとの視点から、利用者の選択の基礎となる情報公開・第三者評価に係る制度とその実態等について調査を行った。

(ア) 情報公開

現行制度では、介護保険法に基づき、介護サービスの利用者が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために、都道府県知事が介護サービス事業所の情報をインターネット等により公表する「介護サービス情報公表制度」という仕組みがある。

この介護サービス情報公表制度について、株式会社等、社会福祉法人及び自治体のいずれに対するアンケートでも「改善すべきである」又は「廃止すべきである」との回答が多く、また、利用者等に対するアンケートでも、回答者の9割以上が「利用したことがない」又は「利用したかどうか分からない」と回答している。

自治体における情報公開に関して、自治体に対するアンケートでは、回答者の約9割が、利用者がどのような情報を必要としているのかを把握する取組は「行っていない」と回答している。

また、情報公開に関する事業者や利用者に対するアンケートからは、介護サービス事業者にとって、利用者を獲得する上で広告活動が必ずしも効果的な手段となっていないこと、また、介護サービス事業者の中には、積極的に情報を公開しようとしている姿勢を有する者も多いことがうかがえるが、実際に事業者から公開されている情報では利用者等が必要とする情報としては必ずしも十分ではない実態が見受けられる。

(イ) 第三者評価

社会福祉法では、介護サービス事業を含む社会福祉事業において、事業者が提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の受審が推進されている。

介護サービス事業は、社会福祉法上の社会福祉事業に該当するものと公益事業に該当するものに分かれることなどから、各都道府県において、必ずしも全ての介護サービス事業が第三者評価事業の対象になっていない。

また、介護サービス事業者における第三者評価の受審は事業者の任意となっており、受審数は、地域によって大きく偏りがあることが推測され、事業者に対するアンケートでも、株式会社等、社会福祉法人共に、受審していない事業者が多い。

第三者評価の意義について、株式会社等に対するヒアリングでは、「施設系のサービスは閉鎖的な環境であるので、公正な立場の第三者から客観的な意見を聞いて自らのサービスを振り返る機会を確保することが重要である」等との意見があった。しかし、現状は、その受審率は必ずしも高いとはいえず、その理由について、受審費用が高いことや第三者評価の認知度が低いこと、評価機関の公平性・信頼性を疑問視する意見があった。

(4) 介護分野に対する競争政策上の考え方

ア 基本的な考え方

社会福祉分野においては、低所得者等を含め、福祉サービスを必要とする者に対し、適正な水準のサービスを提供するとの観点から、行政による公的な関与が広く行われてきた。特に、高齢者福祉分野については、従来の措置制度に基づき、行政がサービスの提供に責任を持ち、実際には行政からの委託を受けた社会福祉法人等がその担い手となるが多かった。

しかし、介護保険制度は、行政がサービスを提供する従来の措置制度ではなく、利用者が介護サービス事業者を選択することを基本として、多様な事業者が利用者と相対して契約を締結し、これに基づいてサービスを提供する制度として導入されたものである。すなわち、このように新たに登場した介護サービス市場では、限られた財源の下で、より良いサービスを選択する利用者を巡って、事業者間の競争が生じ、その結果として、サービスの供給量の増加、サービスの質の向上や事業の効率化が進むことが期待されていたものである。

このように、介護分野は、市場原理を通じたサービスの質の向上等が期待されている分野であり、多様な事業者による創意工夫の発揮や活発な競争を促すことによって消費者利益を確保することを目指す競争政策との親和性が相対的に高い分野であると考えられる。

このため、競争政策の観点から介護分野についての考え方を整理し、多様な事業者の新規参入や事業者による創意工夫の発揮等を通じ同分野における活発な競争を促すことが介護保険制度の本来の趣旨にかなうだけでなく、介護サービスの供給量の増加や質の向上につながるとともに、ひいては、我が国が現下に直面する介護分野における様々な課題の解決に資するものと考えられる。

当然ながら、特別養護老人ホーム等の一部の介護サービスについては、経営安定を通じて利用者を保護する必要性が高い事業として、「第一種社会福祉事業」に位置付けられており、そのサービスの特性等から一定の規制が必要であって、利用者の保護に強く配慮することを前提に競争が行われなければならないことにも留意する必要がある。

イ 競争政策の観点からの検討及び考え方

(7) 参入規制の緩和

競争政策の観点からは、多様な事業者の新規参入が可能となる環境の整備が重要であると考えられる。

a 提供主体等による規制（特別養護老人ホームへの参入規制）

(a) 検討

現行制度においては、特別養護老人ホームの開設主体となり得るのは社会福祉法人等に限られている。その理由として、①株式会社等は倒産等の理由により撤退する懸念があることや、株式会社等の場合は撤退時の利用者保護が図られにくいと考えられていること、②特別養護老人ホームの新規入所者が原則として要介護3以上の高齢者に限定されたことにより公的性格がより強まったものと考えられること、③株式会社等の参入希望がないと考えられていること等が挙げられる。しかし、①については、撤退時の残余財産に係る規制等により、別途、利用者保護策を採ること等が十分に考えられること、②については、介護付き有料老人ホーム等においても、要介護3以上の高齢者が入居しており、株式会社等が参入できない理由とはならないと考えられることから、株式会社等であることをもって参入を排除する合理性・必要性は乏しいと考えられること、また、③については、参入意欲がある事業者が一定程度存在することが認められる。

多様な事業者の新規参入を促進するという観点からは、指定管理者制度を積極的に活用していくことが考えられる。自治体が設置する特別養護老人ホームについて、国は株式会社が指定管理者になることを禁止しておらず、厚生労働省は、理由なく、指定管理者制度等の公募要件から株式会社を除外しないように求める通知を発出している。したがって、株式会社等を指定管理者制度の対象から除外することは不適切であると考えられる。

(b) 考え方

特別養護老人ホームの開設主体に係る参入規制については、多様な事業者の新規参入を図るためにこれを撤廃し、医療法人、株式会社等が社会福祉法人と対等の立場で参入できるようにすることが望ましいと考えられる。

特に、非営利性の高い社会医療法人が参入することを規制する理由は見当たらない。このように非営利性の高い法人から参入が可能となるようにし、順次株式会社等が参入できるように段階的に緩和することも考えられる。また、その途中の段階において、例えば、社会福祉法人と株式会社等の共同出資会社が開設主体となるようにすることも考えられる。

また、参入規制を緩和する場合にあつては、後記の補助制度・税制等に関するイコルフットイングについても併せて検討する必要がある。

さらに、多様な事業者の新規参入を図る観点から、自治体が設置する特別養護老人ホームにおいて、株式会社等を指定管理者とするように、指定管理者制度を積極的に活用していくべきであり、自治体においては、特定の法人形態の事業者を除外するような、競争制限的で不公平な運用を行うことがないようにすべきである。

b 需給調整を目的とした規制

(a) 検討

需給調整を目的とした規制（総量規制）そのものについては、介護給付費が過剰となることを抑制し、介護保険制度の維持を図るために設けられた趣旨に鑑みると、やむを得ない面がある。しかしながら、厚生労働省が地域の実情に即して適切なサービス量を見込むように総量規制に関する通知を発出しているにもかかわらず、一部の自治体において、適正な介護サービス量が見込まれていないといった事例があるとの指摘があり、利用者のニーズに見合った介護サービスの供給が十分に確保されていないと考えられる。また、一部の自治体において、具体的な事業者の選定に当たり、不適切な事例があるとの指摘があり、意欲ある事業者の参入の機会が十分に確保されていないと考えられる。

(b) 考え方

自治体は、介護保険事業計画等の本来の目的に立ち返り、適正な介護サービス量の増加を見込むなど規制の目的に照らして、総量規制を適切に運用すべきである。あわせて、意欲ある事業者の参入を排除することがないように、具体的な事業者の選定に当たっては、選定基準を明確化し、客観的な指標に基づいて選定を行うなど、恣意性の排除を図るとともに選定の透明性を高めるべきである。

(i) 補助制度・税制等の見直し

競争政策の観点からは、事業者が公平な条件の下で競争できる環境の整備が重要であると考えられる。

a 検討

多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が公平かつ十分に便益を享受することを可能とするためには、補助制度や税制のイコルフットイングを確保

し、事業者が公平な条件で介護サービスを提供できるようにすることが必要であると考えられる。公平な条件の下で事業者が切磋琢磨し、互いにサービスを競い合うことによって、より競争が活発化し、介護サービスの質を更に向上させることにもつながると考えられる。

補助制度について、実質的に同一サービスを提供している特別養護老人ホームと介護付き有料老人ホームとの間で、利用料金に差がつくのは高額な補助金が原因であるとの指摘がなされている。

このほか、自治体が独自に実施する補助制度について、一部の自治体においては、現在、法人形態により差がつけられているものが存在する。法人形態を理由にした不利な取扱い、例えば社会福祉法人以外の法人形態の事業者を補助対象としない場合には、補助金を得られない事業者がより良いサービスを提供する機会を減少させ、ひいては利用者が得られる便益を損なうことになる。

なお、株式会社等による社福軽減事業については、現に一部の自治体において導入済みであり、その実施を社会福祉法人等に限定する理由は見当たらない。

税制について、社会福祉法人の場合は、原則として法人税、住民税及び事業税が非課税である（収益事業から生じた所得にのみ、法人税、住民税及び事業税が課税される。）。そのため、株式会社等からは税制上のイコールフットィングが強く求められている。税制に関しては、介護分野だけの問題ではなく、社会福祉法人の制度上の問題であることから、慎重な検討が求められると考えられるものの、例えば、同一の介護サービスを提供する場合については、イコールフットィングを確保する方向で検討していくことが必要である。

b 考え方

自治体は、助成・補助に当たっては経営主体による差異を設けないように求める厚生労働省の通知の趣旨を踏まえ、独自に行う補助制度について、法人形態を問わず公平な補助制度とすべきである。また、特別養護老人ホームと介護付き有料老人ホーム等は市場において、一定程度競合しているといえることから、補助制度のイコールフットィングという観点からは、特別養護老人ホームに対する補助は、例えば、低所得者層の自己負担の軽減等といった公益的な役割を果たすために必要な範囲で行われるべきであり、それを超える過剰な補助は好ましくないものと考えられる。

社福軽減事業についても、導入していない自治体においては、法人形態を問わずに利用できるようにすることが望ましい。

また、社会福祉法人に対する税制上の優遇措置等については、優遇の差を狭める方向で検討することが望ましい。

なお、イコールフットィングという観点からは、社会福祉法人が株式会社等と競争しやすい環境を整備するという視点も重要であり、社会福祉法人が不利になっている点があれば、この点についても検討を行うことが求められる。

(ウ) 介護サービス・価格の弾力化（混合介護の弾力化）等

競争政策の観点からは、事業者の創意工夫が発揮され得る環境の整備が重要であると考えられる。

a 検討

介護サービス事業者間の競争を通じて事業者の創意工夫の発揮を促すことで、介護サービスの質の向上を図り、利用者の選択肢が増えるようにするなど利用者の利便性の向上を図ることが必要であると考えられる。しかし、現行制度下では、原則として、保険内サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することができない。また、介護報酬を下回る料金での介護サービスの提供は、可能ではあるもののほとんど行われておらず、現行制度下では、介護報酬を上回る料金での介護サービスの提供はできないとされている。このように、介護サービスの提供に当たって、多様なサービスの提供が可能となり、価格競争が有効に機能する環境は必ずしも整っていない。

他方、「混合介護の弾力化」を認めれば、例えば、保険内サービスの提供時間内に利用者の食事の支度をする 것과併せて、帰宅が遅くなる同居家族の食事の支度もするといった保険外サービスを組み合わせたサービスを利用者が希望する場合には、追加料金を徴収した上でこれを提供することが可能となり、保険内外のサービスを同時一体的に提供することでより低料金で効率的にサービスを提供できるようになる可能性がある。また、利用者が特定の訪問介護員によるサービスを希望する場合には、指名料を徴収した上で派遣することも可能となる。すなわち、利用者の利便性が向上するとともに、保険外サービスの利用が促進され、事業者は提供するサービスの内容や質に応じた料金を徴収できることになり、事業者の採算性の向上が期待できると考えられる。現在の我が国の財政状況に鑑みれば、介護職員の処遇改善のための介護報酬の大幅な引上げは見込めないところ、そのような状況の下で、混合介護の弾力化を認めることは介護サービス事業者の収入の増加をもたらす、ひいては、介護職員の処遇改善につながる可能性もあるため、十分に検討に値するものと考えられる。

加えて、混合介護の弾力化が認められれば、介護職員の長期勤続意欲が高まるとともに、既存事業者の業務拡大の可能性が広がるほか、意欲ある事業者の新規参入の可能性を広げ、介護サービスの供給量が増加することだけでなく、その質が向上することにも資すると考えられる。

b 考え方

介護サービス事業者間の競争を促進し、介護サービスの効率性の向上や利用者の多様なニーズに応えるために、解決すべき課題は残るものの、混合介護の弾力化を認めることにより、事業者の創意工夫を促し、サービスの多様化を図ることが望ましいと考えられる。

なお、自治体によって制度の解釈や運用が異なると、事業者が十分に創意工夫を発揮できなくなる（特に、広域展開する事業者が全国的に消極的な事業活動を強いられる。）という問題があるため、国は、自治体により事業者の創意工夫を妨げるような運用が行われることがないように、制度の解釈を明確化し、事業者の予見可能性や透明性を高めるべきである。

(イ) 情報公開の促進・第三者評価の活用

競争政策の観点からは、利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備が重要であ

ると考えられる。

a 情報公開

(a) 検討

介護保険制度では、利用者が介護サービス事業者を選択することが基本とされている。しかし、急増する認知症高齢者や独居高齢者にとって、介護サービス事業者を適切に選択することは困難であり、より丁寧な情報提供が求められているとの指摘がされている。さらに、特に施設サービスや居宅扱い介護施設においては、利用者は、一旦、入所又は入居してしまうと、別の施設に移ることが容易ではないという特性もある。これらを踏まえると、利用者が、事業者の提供する介護サービスを十分に評価・判断し、適切な選択を行えるようにすることが重要である。そして、利用者が適切な選択を行えるようにするためには、利用者にとって有用な情報が広く提供されるとともに、容易に入手できることが必要であり、利用者による事業者の選択により、事業者間の競争が促進され、事業者介護サービスの内容や質を向上させる取組を促すことにつながると考えられる。

事業者においては、積極的に情報を公開しようとしている姿勢がうかがえるが、実際に事業者から公開されている情報では利用者等が必要とする情報としては必ずしも十分ではない実態が見受けられる。また、利用者の介護サービス事業者を選択する際の情報入手手段の多くはケアマネジャーからの説明等によるものとなっており、事業者にとって、利用者を獲得する上で広告活動が必ずしも効果的な手段となっていないばかりか、ケアマネジャーが自分が所属する事業所を勧めることが多く、他社の事業所を使わせようとしめないという苦情もみられる。さらに、保険者である自治体が独自に情報を発信している場合も見受けられるが、利用者がどのような情報を必要としているのかを把握する取組を実施していない自治体も多い。

利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して選択できるようにすることを目的として運用されている介護サービス情報公表制度は、これまでも改良が重ねられてきたところではあるが、現状では、更なる改善又は廃止を求める意見が多いことや利用者等による利用状況を踏まえると、その役割を果たしているとは言い難いと考えられる。

これらの状況を改善し、より競争を活発化させるためにも、事業者が利用者のニーズに合致した、更に積極的な情報公開を行うこと等により、利用者が複数の事業者のサービス内容を比較してサービスを選択する環境を整備することが重要である。また、利用者の保護等の観点から、苦情等を受け付ける窓口が存在することを広く周知すること、寄せられた苦情等が指定権者等の関係者間で共有され、当該苦情等に基づき介護サービス事業者への指導等が適正に行われること等が重要である。

なお、前記の混合介護の弾力化を認める場合、その利用を促進するためにも、情報公開や苦情処理の一層の充実を図る必要が生じる。

(b) **考え方**

事業者には、利用者が入手しやすい方法により、更に積極的な情報公開を行うことを期待したい。

自治体には、利用者の選択に資するよう、利用者が求める情報を把握し、公開されている情報とのギャップをなくす仕組みを構築することや苦情等に対応する機関との一層の連携を期待したい。

国は、介護サービス情報公表制度の抜本的な見直しを含めて、その在り方について検討すべきである。

b 第三者評価

(a) **検討**

介護サービスの特性等に鑑みると、情報公開に加えて、専門的な見地から行われる第三者評価の定期的な受審とその結果の公表を推進することは、事業者が、自己が提供する介護サービスについて振り返ることや、他の事業者が提供する介護サービスと比較することを可能とし、介護サービスの質を改善・向上させる有用な手段になるとともに、利用者が介護サービス事業者を比較・検討しやすくすることにも資する。また、第三者評価の受審を通じて、事業者が自ら公開している情報の適正性を検証・確認する効果もあると考えられる。

平成12年に第三者評価制度が確立し、その後、実施されてきたが、自治体ごとに第三者評価の受審が可能な評価対象サービスが限られており、また、評価対象サービスとなっていた場合であっても広く受審されているとは言い難いものとなっている。そのため、現状では利用者等の認知度や受審結果の利用率は低く、介護サービスの選択にはいかされていないと考えられる。

(b) **考え方**

自治体においては、第三者評価の対象となるサービスをできるだけ拡大し、事業者が第三者評価を受審できる体制を整えるとともに、受審を促進するための積極的な施策を講じるべきである。自治体の中には、第三者評価の受審を促進するための積極的な施策を講じ、受審が比較的進んでいる地域も見受けられるので、そのような先進的な取組を参考にすることが望ましい。

事業者においては、第三者評価の必要性や意義を十分に認識し、積極的な受審や評価結果の公表に努めるべきである。

加えて、受審率が向上しない要因として、第三者評価の信頼性を疑問視する指摘があるので、信頼性を確保するため、評価機関の資質の向上や評価の公平性の確保等が図られる仕組みが構築されるべきである。

ウ 結語

以上、競争政策の観点から、介護分野についての考え方を整理した。前記イにおいて示した考え方に基づき、多様な事業者の新規参入や、公平な条件の下での競争、各事業者の創意工夫の発揮、利用者の適切な選択が可能となる環境を整備していくことが重要である。その結果、多様な事業者の新規参入が進み、必要な介護サービスの供給量が増加するとともに、事業者間の競争の促進や利用者の適切な選択を通じて、

利用者に提供される介護サービスの質の向上が図られ、ひいては、我が国が抱える介護人材の不足等、介護分野に係る課題の解決にも資すると考えられる。

公正取引委員会は、引き続き、介護分野における制度改革や運用の動向を注視するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、競争環境の整備に向けた競争唱導活動を行っていく方針である。

3 ガソリンの取引に関するフォローアップ調査

公正取引委員会は、平成25年7月、「ガソリンの取引に関する調査報告書」を公表している。その後、ガソリン販売業者に対するガソリンの仕切価格の決定方法に変更があったことなどガソリンの流通市場における競争環境に変化がうかがわれることから、改めてガソリンの流通実態を把握するためにフォローアップ調査を実施し、平成28年4月28日に「ガソリンの取引に関するフォローアップ調査報告書」を公表した（詳細は平成27年度年次報告第2部第5章第12を参照）。

第3 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）を、それぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、平成28年度末現在、保険業法等16の法律がある。

2 適用除外の見直し等

(1) これまでの見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動にお

ける創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、平成28年度末現在、17法律24制度となっている。

(2) 規制・制度改革における適用除外制度の見直し

「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において、「国際航空協定に関する独占禁止法適用除外制度の見直し」の項目が盛り込まれ、「国土交通省は、諸外国の国際航空に関する独占禁止法適用除外制度に係る状況等を分析・検証し、我が国の同制度の在り方について、公正取引委員会と協議しつつ、引き続き検討を行う。〈平成24年度検討〉」とされており、平成26年度末に同省に対し、当委員会と協議しつつ、引き続き検討を行うよう要請し、平成28年8月以降、同省との間で協議に向けた検討を進めるための論点整理等を行っているところ、平成28年度末現在、いまだ結論が得られていない。

また、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において、平成22年度に検討することとされた、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の見直しについては、「国土交通省は、同制度に係る今後の諸外国の動き、荷主の利益、日本経済への影響等を踏まえ、同制度の見直しについて、公正取引委員会と協議しつつ、平成27年度に再度検討を行う」こととなっていた。

これを踏まえ、公正取引委員会は実態調査を行い、平成28年2月4日に、外航海運に係る独占禁止法適用除外制度を維持すべき理由は存在しないとする報告書「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度の在り方について」を公表し、同月以降、国土交通省と協議を行った。

国土交通省は、公正取引委員会との協議を踏まえ、平成28年6月14日に、「外航海運に係る独占禁止法適用除外制度に関する再検討の結果について」を公表し、運賃同盟

(注)については、届出に係る行為の存在が確認できない運賃同盟の加盟船社に対し、速やかな脱退を求めることなどにより、運賃同盟の締結件数が減少し、国際海上輸送サービスの安定的供給に支障がないと判断される場合には、運賃同盟に係る適用除外制度を廃止する方向で見直す旨、また、運賃同盟以外の船社間協定については、その類型ごとの状況や荷主の利益への影響等を踏まえ、必要と認められる場合には、当委員会と協議しつつ見直しを行っていく旨を示した。

(注) 運賃又は料金について加盟船社を拘束する船社間協定。

3 適用除外カルテル

(1) 概要

価格、数量、販路等のカルテルは、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、独占禁止法上禁止されているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法〔平成7年法律第105号〕に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法〔昭和26年法律第183号〕等に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律〔昭和32年法律第185号〕に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、平成28年度末現在、36件となっている（内訳は附属資料3－2表を参照）。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテルの動向

平成28年度において、個別法に基づき主務大臣が公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行うこととされている適用除外カルテルの処理状況は第1表のとおりであり、このうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は、第1表のとおりである。

第1表 平成28年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条 第1項 第1号, 第102条	第101条	同意 (第105条 第1項)	1 (変更1)	所 要 の 検 討 を 行 っ た 結 果 , 同 意 し た 。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保 険				0	
		地震保険				2 (変更2)	
		船舶保険	第101条 第1項 第2号, 第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険 (対人賠償 保険部分)				0	
		自動車保険 (対人賠 償, 自損事故及び無保 険車傷害保険部分)				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
損害保険料 率算出団体 に関する法 律	算 出 基 準 料 率 の	自動車損害賠償責任保 険	第7条の2 第1項 第2号, 第9条の3	第7条の3	通知 (第9条 の3 第3項)	1 (変更1)	—
		地震保険				0	
酒税の保全 及び酒類業 組合等に関 する法律	施設, 容器その他の販売方法 の規制		第42条 第5号, 第43条	第93条	協議 (第94条 第1項)	0	—
著作権法	商業用レコードの二次使用料 等に関する取決め		第95条, 第95条の3, 第97条, 第97条の3	第95条	通知 (施行令 第49条 の2 第2項)	12	—
生活衛生関 係営業の運 営の適正化 及び振興に 関する法律	料金, 価格, 営業方法の制限 等		第8条, 第9条	第10条	協議 (第13条 第1項)	0	—
輸出入取引 法	輸 出 取 引 に お け る 価 格 , 数 量 , 品 質 , 意 匠 そ の 他 の 協 定 等		第5条, 第11条 第2項, 同条第3項	第33条	通知 (第34条 第1項)	0	—
道路運送法	生活路線確保のための共同経 営, 旅客の利便向上に資する 運行時刻の設定のための共同 経営		第18条, 第19条	第18条	協議 (第19条 の3 第1項)	0	—

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結 果
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条第1号, 第111条	第110条	協議 (第111条の3第1項)	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸, 運賃その他の運輸に関する協定	第110条第2号, 第111条	第110条	通知 (第111条の3第2項)	12 (締結0) (変更12)	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営, 利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条第1～3号, 第29条	第28条	協議 (第29条の3第1項)	0	—
	<外航>運賃, 料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条第4号, 第29条の2	第28条	通知 (第29条の4第1項)	457 (締結28) (変更429)	—
内航海運組合法	運賃, 料金, 運送条件, 配船船腹, 保有船腹等の調整等	第8条第1項第1～6号, 第10条, 第12条	第18条	協議 (第65条第1項)	0	—
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知 (第8条の6第1項)	4	—

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業, 原子力保険事業, 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合には, 金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は, 認可をする際には, 公正取引委員会の同意を得ることとされている。

平成28年度において, 金融庁長官から同意を求められたものは3件(全て変更認可に係るもの)であった。また, 平成28年度末における同法に基づくカルテルは9件である。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において、金融庁長官から通知を受けたものは1件であった。また、平成28年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において、文化庁長官から通知を受けたものは12件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成28年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成28年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(7) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成28年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成28年度末における同法に基づくカルテルはない。

(4) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは12件であった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(7) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成28年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成28年度末における同法に基づくカルテルは5件である。

(4) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更にあたっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは457件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成28年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成28年度末における同法に基づくカルテルは1件である。

ク 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰であると認められる特定地域において、一般乗用旅客自動車運送事業者等により組織された協議会は、当該地域において削減すべき供給輸送力やその削減方法等を定める特定地域計画を作成し、当該計画に合意した一般乗用旅客自動車運送事業者はこれに従い、供給輸送力の削減を行わなければならない。この計画の作成・変更にあたっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成28年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは4件であった。また、平成28年度末における同法に基づくカルテルは4件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会は、その協同組合が独占禁止法第22条第1号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、平成28年度において、273件であった（第2表及び附属資料3－10表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

（単位：件）

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
協同組合届出件数	208	179	154	142	141	184	187	227	235	273

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の

流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

(1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

(2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないように著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

(3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第4 競争評価に関する取組

1 競争評価の実施に関する動向

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析（以下「競

争評価」という。)についても行うこととされ、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成28年度においては、総務省から113件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

2 競争評価の本格的実施に向けた取組

総務省の政策評価審議会において規制の事前評価の改善が検討されてきたところ、平成29年3月6日の同審議会で提言された「規制に係る政策評価の改善方策」において、競争評価を本格的実施に移行すべき旨が提言された。今後、同提言を踏まえ、競争評価の本格的実施へ向けて、引き続き検討を行う。

3 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第5 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げながら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。平成28年度においては、国の本省庁との連絡担当官会議を平成28年12月1日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成28年度においては、研修会を全国で29回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人（注）に対して258件の講師の派遣を行った。

（注）国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人及び特別の法律により設立された法人のうち、国又は地方公共団体が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社（政令で定めるもの等を除く。）をいう。

第6 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられることから、公正取引委員会では、これまで、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

平成28年度においては、事業者団体に関連する独占禁止法違反事件が依然として数多く存在する現状を踏まえ、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組の現状を把握し、課題を明らかにすることにより、事業者団体における独占禁止法コンプライアンス体制の強化に資することを目的として、事業者団体1,041団体（注）に調査を行い、独占禁止法コンプライアンスの取組を推進するために有効と考えられる方策や留意点を取りまとめた報告書「事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」を平成28年12月21日に公表した。

調査結果によれば、独占禁止法違反の未然防止、取組の推進・強化のための方策は以下のとおりである。

（注）主として同じ業種に属する事業者により構成される事業者団体の中から、業種の限定を行わずに選定しアンケート調査を実施するとともに、アンケート調査の記述式回答において興味深い取組例を回答した事業者団体102団体を抽出してヒアリング調査を実施した。

（1）事業者団体における独占禁止法コンプライアンス推進のための3ステップ

アンケート調査における多くの設問において取組を行っていない事業者団体が半数を超えており、取組を行っている事業者団体においても、必ずしもその取組内容が十分とはいえず、取組への意識も高いとはいえない状況が明らかとなった。

独占禁止法違反を未然に防止するために、前者においては、まずは次の3ステップの順に従って取組を始めることが必要である。また、後者においても、次の3ステップを参考に現状の課題を明らかにし、更なる取組を推進・強化することが望まれる。

ア ステップ1：意識改革

→事業者団体の代表者等による独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信

事業者団体の代表者から団体役職員及び構成事業者に向けて、独占禁止法コンプライアンスの重要性を発信し、事業者団体の活動に独占禁止法上の固有のリスクがあること等を団体役職員及び構成事業者に認識してもらう。

なお、独占禁止法コンプライアンスの重要性の発信は、事業者団体の代表者に限られず、常勤役員等の実質的な事務局の代表者が行うことも望まれる。

これにより、団体役職員と構成事業者が一丸となって独占禁止法コンプライアンスの取組を推進するための土壌を築くことが可能となる。

イ ステップ2：課題の把握

→構成事業者等による独占禁止法コンプライアンスの取組の情報収集

構成事業者や他の事業者団体がどのような方法により独占禁止法コンプライアンス

に取り組んでいるか情報収集を行い、これにより自らが取り組むべき課題を明らかにする。

取組を行っていない事業者団体においては、人員やノウハウの不足を理由とするものが少なくなかったが、構成事業者等の企業の実践を参考にする中で、人員やノウハウの面で効率的に独占禁止法コンプライアンスの実施を行うことが有効と考えられる。

また、何らかの独占禁止法コンプライアンスの実施をしている事業者団体においても、構成事業者等が実施している独占禁止法コンプライアンスの実施状況を把握することで、自らと構成事業者の双方における課題や参考となる取組が発見でき、現状の実施の更なる推進や構成事業者への支援につなげることが可能となる。

取組を行っている企業や事業者団体の中には、その内容をウェブサイトに公表しているものや書籍として刊行しているものもあり、また、公正取引委員会においても事業者団体からの相談事例や平成24年11月に公表した報告書「企業における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について」等をウェブサイトに公表していることから、これらの情報を併せて活用するとより効果的であると考えられる。

ウ ステップ3：態勢の整備

→事業者団体の活動実態に即した独占禁止法コンプライアンス態勢の構築と点検

ステップ2において情報収集を行った取組を参考とし、明らかとなった課題に対応した独占禁止法コンプライアンス態勢を構築し実施する。

構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を実効性のあるものとするためには、日頃の活動実態に即した内容とし、実施状況について点検を行うことが重要となる。また、構築した独占禁止法コンプライアンス態勢を維持するためには、ステップ1及び2の内容も含めて繰り返し行い、必要に応じて取組内容の見直しを行うことも重要である。取組内容の見直しについては、公正取引委員会が発信する情報や外部専門家の意見を取り入れながら改善を行うことも有効と考えられる。

(2) 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例

調査において事業者団体から寄せられた独占禁止法コンプライアンスを推進するために有効と思われる取組は、以下のとおりである。

ア 団体役職員向け独占禁止法コンプライアンスを推進するための取組例

(7) 独占禁止法コンプライアンスに対する代表者等のコミットメント

- ・ コンプライアンスが重要であることを明確に、繰り返し周知することが大事であり、代表者（非常勤）が機会のある度に伝えている。また、事務局の代表である常勤役員においても内部ミーティング、研修等の際に同様のメッセージを伝えている。

(4) 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定

- ・ マニュアルの策定に当たっては、構成事業者が自社にて作成しているコンプライアンス・マニュアルや構成事業者が所属している他の事業者団体のコンプライ

アンス・マニュアルを参考にしたため、効率的に作成することができた。

- ・ 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては、事務局と構成事業者が一体となって、留意すべき事項は何かを検討したため、事務局と構成事業者の双方にとって独占禁止法に対する認識が深まる機会となった。
- ・ 作成したマニュアルの内容に基づいて団体活動を実施するために、マニュアルの付属資料として、活動ごとに気を付けるべきチェックシートを作成した。
- ・ 教科書的な文章だけのマニュアルでは十分に理解されるか懸念があったため、具体的事例を加えたQ&A集を追加した。

(7) **独占禁止法研修の実施**

- ・ 全団体役職員に対して原則年1回の研修の受講を義務付けるとともに、団体役職員の階層別研修のカリキュラムの一つとしても研修を組み込んでいる。また、構成事業者からの出向者の異動があった場合は個別に研修を実施している。
- ・ 確実に団体役職員に対する研修を実施するため、担当部門は、年度当初に具体的な期日・対象者等を記載した研修計画を定めている。また、職員が実際に研修を受講しているか確認している。

イ **事業者団体の具体的な活動に係る独占禁止法コンプライアンスに関する取組例**

(7) **会合の運営**

- ・ 会合が終わった後に、構成事業者のみが会議室に残って情報交換等を行わないよう、会議室から全員が退席したことを確認してから団体役職員は退室している。
- ・ 構成事業者が参加する懇親会の席上においては、団体役職員は独占禁止法コンプライアンスの監視役として意識的に適度な位置で分散して座り、適宜移動して、独占禁止法コンプライアンス上問題となる発言や話題が出ていないか気を配っている。
- ・ 会合には団体役職員が出席して、コンプライアンス上の問題が生じないように出席者の発言等を注意している。やむを得ず団体役職員が出席できない場合は、議事内容を録音することを定めており、団体役職員が事後にその内容を確認している。
- ・ 事業者団体の会合の場を利用して独占禁止法違反が行われないようにするため、会議室等を提供する場合は、独占禁止法に違反するおそれのあるような情報交換等は行わない旨の誓約書の提出を徹底している。

(4) **統計業務**

- ・ 統計業務を第三者機関に委託し、第三者機関から概括的な統計情報のみの提供を受けることにした。その結果、構成事業者から安心して情報提供できるようになったと感謝する意見が寄せられただけでなく、集計の正確化・迅速化における効果も認められた。
- ・ 統計に関する会合は、特に独占禁止法上問題がないかを重点的に確認する必要があるとの考えに基づき、資料・議事録について顧問弁護士のチェックを受けることとしている。
- ・ 当団体における統計業務に独占禁止法コンプライアンス上の問題がないか監査

を行った結果、個社データの取扱いについて見直すとともに、独占禁止法違反の疑惑が生じることのないよう、真に需要者の利益になる統計以外は取りやめることとしたことにより業務の効率化が図られた。

ウ 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンスに関する支援の取組例

- (7) 構成事業者向け独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援
 - ・ 構成事業者には中小事業者が多いところ、個々に独占禁止法コンプライアンスの取組を行うことは難しいため、団体において独占禁止法遵守マニュアルの雛形を作成し、これを参考に各社で作成するよう説明会を開催した。このような団体による構成事業者への支援は業界全体の発展にもつながるものと考えて取組をしている。
 - ・ 過去に業界で独占禁止法違反事件が発生したため、違反が繰り返されないよう、コンプライアンス・マニュアルのモデル案を作成した。また、理解してもらう内容は、役職や担当部門によっても異なることから、別にして作成した。
- (4) 構成事業者向け独占禁止法研修の実施
 - ・ 独占禁止法に関する説明会を業界動向の説明会とセットにして開催するなど、参加者を増やすための工夫をしている。
 - ・ 団体の費用負担を少しでも抑える観点から、同業種の他の事業者団体と共同で研修会を開催している。これにより定期的な開催が可能となっている。
- (5) 構成事業者向け法務相談体制の整備
 - ・ 構成事業者のほとんどが中小零細企業であり、構成事業者が単独で法務相談体制を整えることは難しい面もあるため、当団体において相談窓口を整えたところ、多数の相談が寄せられるようになった。

第7 独占的状态調査

独占禁止法第8条の4は、独占的状态に対する措置について定めている。公正取引委員会は、独占禁止法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち、事業分野に関する考え方についてガイドラインを公表しており、その別表には、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件（国内総供給価額が1000億円超で、かつ、上位1社の事業分野占拠率が50%超又は上位2社の事業分野占拠率の合計が75%超）に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を掲載している（第4表参照）。

別表については、生産・出荷集中度の調査結果等に応じ逐次改定してきている（直近では、平成28年10月11日に改定）。その中でも特に集中度の高い業種については、生産、販売、価格、製造原価、技術革新等の動向、分野別利益率等について、独占禁止法第2条第7項第2号（新規参入の困難性）及び第3号（価格の下方硬直性、かつ、過大な利益率又は販売管理費の支出）の各要件に即し、企業の動向の監視に努めている。

第4表 別表掲載事業分野（33事業分野）

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ビール	発泡酒，ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ，きざみたばこ，パイプたばこ	たばこ製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
アスファルト		アスファルト製造業	
コークス		コークス製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
普通鋼冷延広幅帯鋼		普通鋼冷延広幅帯鋼製造業	
住宅用アルミニウム製サッシ		住宅用アルミニウム製サッシ製造業	
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
タブレット		タブレット製造業	
二輪自動車		二輪自動車製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
セキュリティソフト	セキュリティソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む。）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
コンピュータチケッティング	コンピュータチケッティング業
通信教育	通信教育業
医療事務代行	医療事務代行業
機械警備（事業所向け）	機械警備（事業所向け）業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注1）本表は，公正取引委員会が行った平成26年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査，その他現段階において利用し得る資料，統計等により，独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成26年の国内総供給価額が950億円を超え，かつ，上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

（注2）本表の商品順は「工業統計表」に，役務順は「日本標準産業分類」による。